

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和3年7月8日（木） 14時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 職員の懲戒処分について

質疑事項

- ・ 令和4年度三重県立高等学校入学定員について
- ・ 訴訟事件の処理について

発表項目

○職員の懲戒処分について

本日の定例会において、懲戒処分に係る審議を行い、職員3人の処分を行いました。

児童生徒の健全な育成に責任を負う教員による規律違反行為は、学校教育に対する県民の皆様のご信頼を損なうものであり、深くお詫び申し上げます。

事案の内容につきましては、後ほど説明いたしますが、これまで児童生徒との関わり方について、他の教職員の目の行き届きにくい場所での1対1での対応でありますとか、職務に関係のない私的なSNSのやりとりや、許可なく自家用車に同乗させることを行わないよう周知してきたところですが、今回の事案において、こうした行為もあったことから、改めて、すべての学校において、これらのことを行わないよう徹底いたします。

また、教職員が関係性を高め、児童生徒に組織的に対応するとともに、児童生徒との関わり方を相互に指摘し合える学校となるよう、県立学校長会議や市町教育長会議を通じて周知し、再発防止を徹底いたします。

交通事故防止につきましては、教職員一人一人が自動車を運転することの責任を改めて自覚し、思い込み運転や漫然と運転することが事故の要因となることを周知し、繰り返し管理職が声かけを行うなどにより再発防止に取り組んでまいります。

事案の内容につきましては教職員課長から説明いたします。

(教職員課長)

説明させていただきます。

記者発表資料、2の概要のところをご覧ください。この概要に沿って事案の内容について補足説明をさせていただきます。

1件目の県立高等学校教諭の停職3月の事案について補足いたします。本事案については、被害生徒及び保護者から個人が特定されるような公表はしないよう、強く要望されてい

ます。地区名が分かると、他の情報とあわせて学校名が特定でき、生徒個人に繋がる恐れがあるため、県立高等学校とさせていただきます。当該教諭は、女子生徒の担任ではありませんが、授業を担当していました。令和2年8月下旬、第3学年の女子生徒から話を聞いて欲しいと依頼を受けた教諭は、生徒の思い詰めた様子が心配になり、生徒からの申し出に応じて、大型商業施設の駐車場に自家用車で行きました。駐車場に着いた教諭は、LINEで生徒と連絡をとり、自家用車の助手席に生徒を乗せ、話を聞きました。車内で30分から1時間程度話した後、生徒が車を降りる際、突然教諭の左頬にキスをしました。この行為の後、教諭は行為のことを学校や保護者に報告したり、生徒に二度と行わないよう指導したりすることはありませんでした。9月上旬と下旬に1度ずつ再び生徒から話を聞いて欲しいという依頼を受けました。教諭は前回と同様の行為が予見できたにもかかわらず、自家用車内の2人きりの状況において相談を受ける中で、1回ずつ左頬にキスをされました。なお、教諭から女子生徒の体に触れるなどの行為は1度もありませんでした。教諭は、相談を受けるうちに、生徒に好意をいただくようになったとのことでした。令和3年3月15日、県教育委員会に匿名の投書があり、事案が発覚しました。なお、当該教諭から辞職願が提出されており、処分の後、辞職を承認いたしました。

続いて、2件目の宇治山田商業高等学校教諭の交通事故事案について補足いたします。令和2年8月3日午前10時頃、私用のため休暇を取得し、市道を走行していた教諭は、伊勢市川端町地内の信号機のないT字路において、一旦停止後発進して、右折しようとしていました。県道を左から来る車両に気を取られ、T字路の右折方向出口にある横断歩道を十分確認しないまま進行し、自車の右前部を女性に衝突させて、路上に転倒させました。この事故により女性に加療約145日間を要する脳挫傷、外傷性くも膜下出血等の傷害を負わせました。また、当該教諭は、運転免許取消及び欠格期間1年の行政処分、過失運転致傷により罰金70万円の刑事処分を受けました。令和3年3月25日に行政処分、5月10日に伊勢区検察庁から略式起訴され、5月12日に伊勢簡易裁判所から刑事処分が下されております。「横断歩行者等妨害等 重症」(違反点数15点)でした。なお、行政処分は今回の事故の違反点数によるものであり、過去の道路交通法違反による加算等はありません。

続いて3件目です。四日市市立三滝中学校教諭の減給10分の1、1月の事案について補足いたします。本事案では、当該教諭は車線のない県道を走行していました。令和2年11月25日、天候は快晴で、午前7時50分頃、通勤のため四日市市桜町地内の信号機のない、直進方向と左右方向に分かれる見通しのよい県道交差点を進行しました。横断歩道を進行する際、前方左右を注視せず、安全確認が不十分なまま進行したため、急ブレーキを踏みましたが間に合わず、歩行者に自車の左前部を衝突させ、路上に転倒させました。この事故により、女性に加療93日間を要する右肩及び右足骨折の傷害を負わせました。また、当該教諭は運転免許停止60日の行政処分、過失運転致傷により罰金50万円の刑事処分を受けました。令和2年11月26日四日市市教育委員会から県教育委員会に事案の報告があり、令和3年4月24日に行政処分、5月28日に四日市区検察庁から略式起訴され、6月4日に

四日市市簡易裁判所から刑事処分が下されています。「横断歩行者等妨害等 重傷」として、違反点数は 11 点です。運転免許停止 60 日の行政処分は今回の事故による違反点数だけのものであり、過去の道路交通法違反を加算したものではありません。

私からの説明は以上でございます。

発表項目に関する質疑

○職員の懲戒処分について

(質) 先ほどの 1 人目のところで、発覚のところを聞き逃してしまったので、もう 1 回いいですか。

(答 教職員課長) 3 月の 15 日にですね。

(質) 今年の 3 月ですか。

(教職員課長) 令和 3 年 3 月 15 日です。教職員課の方に匿名の投書がありました。

(質) 匿名の投書。

(答 教職員課長) はい。

(質) 先ほど、35 歳の教諭ですけども、辞職した、これは何日付ですか。

(答 教職員課) 本日です。

(質) どうしてこういうことをしてしまったのかということで、先ほど相談を受けるうちに好意を持ってしまった、これはもうカギ括弧でそう言ってるわけですかね。

(答 教職員課長) 聞き取った結果その旨を言っておったということでございます。

(質) 生徒の方からは、聞き取りみたいなのはしたんですか。

(答 教職員課長) 生徒からもしております。

(質) 生徒は被害意識はあるんですか。

(答 教職員課) 生徒はですね、自分から行ったということについては反省しております。

(質) そういうことは言ってる。

(答 教職員課) はい。

(質) ちょっと概要に戻るんですけども、最初の 6 月下旬なんですけども、大型商業施設ですがこれは、県内の大型商業施設。

(答 教職員課) 県内です。

(質) 大型商業施設で落ち合ったんですか。

(答 教職員課長) そうですね。連絡を取り合って。

(質) LINE で連絡を取り合って、駐車場に停車した自分の自家用車内で相談を受けていた。

(答 教職員課長) はい。

(質) その後またすぐですね、9 月上旬と下旬に一度ずつ同じようなことがあったと。

(答 教職員課長) はい。

(質) 8 月下旬にこの大型商業施設の駐車場で会ったということで、この教諭の方も、相談

に乗るうちに、好意を抱くようになったということで、これはこの2人が交際していてデートという形だったんですか。それとも休みの日にわざわざ商業施設で自分の車で、そういったところはどだったんでしょうか。

(答 教職員課) そもそも、生徒が教員に対して相談を聞いて欲しいと、デートというわけじゃなくて、相談を聞いて欲しいと。来ていただけませんかということで、教諭は赴いたと。

(質) この時点で教諭は好意を抱いていたんでしょうか。

(答 教職員課) いえ、当初は抱いていません。

(質) 相談って具体的に進路のこととか、何の相談だったんですか。

(答 教職員課) そうですね、進路のこととか、友だちのことと聞いています。

(質) 9月上旬と下旬に同様の行為があることを予見しながらっていうのは、何かLINEでそういうやりとりがあったりだとか、直接的な何か言われたり言ったりとかあったのか、それともその段階で交際関係にあったのか、そのあたりはどうなんですか。

(答 教職員課) 交際関係にはありませんし、直接的なやりとりはなかったんですが、1度こういうことがあったので起こるかもしれないということは予測していました。

(質) この9月以降、匿名の投書があるまでの間はどういうふうだったんですか。

(答 教職員課) 匿名の投書があるまでの間は、2人の関係ですか。

(質) はい。

(答 教職員課) 特にそれ以降は何もありません。

(質) 匿名の投書は3月15日でしたっけ。

(答 教職員課長) 3月15日です。

(質) この男性教諭は県教委の聞き取りに対して、好意を抱くようになったっていうふうには言ってるんですか。

(答 教職員課) そうですね。

(質) 具体的なカギ括弧で言うと、なんておっしゃってるんですか。

(答 教職員課) その原因として、どういうものがあつたんですかっていう話を聞いたときに、好意を抱くようになりましてということは言っていました。

(質) 繰り返し会ううちになってことですか。

(答 教職員課) そうですね、相談に乗るうち。

(質) 一つ大きな疑問なのがですね、生徒から相談を受けることは当然先生としてあり得るんですが、まあ担任の先生だったということで、ただなぜこれが商業施設の駐車場で会わなきゃいけなくなってしまったのか。いわゆる高校の空き教室とか使って相談することも可能だったかと思うんですが。なぜこういうことをしてしまったのか。

(答 教職員課) クラス担任ではありません。授業は持っておりましたけども、クラス担任ではありません。あと、なぜかというのは生徒から依頼があつた時に、かなりこう思い詰めたような、深刻な雰囲気、心配で駆けつけたといいますか、その場に向かったという

ふう聞いています。

(質) 県教委としては教諭に対して個人的な LINE とか電話番号の交換はするな、というふうに指導はしているということですか。

(答 教職員課) はい、しております。

(質) 8月の大型商業施設の駐車場ということだったんですけど、9月上旬と下旬は同じ場所ですか。

(答 教職員課長) 同じ場所です。

(質) LINE の交換自体はいつごろの時期にされたんですか。

(答 教職員課) LINE の交換は、もう何月とまでは確認してませんが、もうだいぶ前から聞いていたと伺っております。相談を受ける、受けないというよりもっと前の段階から。

(質) ちょっとこの先生は、その当該の生徒とだけ、そういった私的な SNS の交換をされていたのか、他の生徒さんとかからも何かされていて、実際、他の生徒さんの相談とかもそれで乗ったりとかしてたんですか。

(答 教職員課) LINE でやりとりをして、個別の相談に乗ったというのはこの生徒だけだったと聞いてます。

(質) なぜ LINE を交換したかというのはお聞きになりましたか。

(答 教職員課) 相談とかに乗るうちに交換をしたというふうな。

(質) ちょっとごめんなさい。先ほど、相談に乗る以前から。

(答 教職員課) すみません間違えました。すみません、相談に乗る以前からやっておったわけですけど、その当初は、学校に関することを、連絡を取るために、業務上の連絡を取るために聞いたと聞いてます。

(質) 教諭の方から聞いたということですか。

(答 教職員課) どっちから聞いたとまで確認取れてないですけども、仕事のことですので、学校の行事とかの連絡に関することでも、教諭の方から聞いたのだと思います。

(質) 車って、この元男性教諭の車で。

(答 教職員課長) そうですね。

(質) 深刻な雰囲気だったんで、駆けつけたというのは、それは迎えに行ったということですか。

(答 教職員課) 迎えに行ったというか、近くに来てください、生徒がいる近くに来てくださいっていうことでしたんで。

(質) 生徒から近くに来てくれと言われて。

(答 教職員課) そうです。依頼を受けて。

(質) LINE で連絡を受けて駆けつけたっていう。

(答 教職員課) そもそも学校でも相談に乗って欲しいということは聞いたんですけども。

(質) その当日の際ですよ。

(答 教職員課) そうですね。当日は、一度学校でも相談乗って欲しいということ言われてまして。

(質) ただこの8月下旬と9月上旬と下旬という、この3回ですけれども、それはLINEで、その近くにいるからということ。

(答 教職員課長) 8月の下旬ですね。その時には職員室の教諭を訪ねたAから、生徒の方から相談したいので来て欲しいと告げられたと。その時はそのSNSとかじゃなくて、直接告げられたと。

(質) 直接その大型商業施設でということ。

(答 教職員課長) そうですね。

(質) どっちかっていうと、その日に連絡を受けてすぐそこへ迎えに行ったとか駆けつけたというよりは、待ち合わせたような感じ。

(答 教職員課) 勤務時間が終わって行ったぐらいの感じなんですけども。

(質) 生徒は何でキスしたと言ってました。

(答 教職員課) 生徒はですね、その時は好意もあったと言ってのなんですけども。

(質) この8月と9月は好意があったと。

(答 教職員課) そうですね。

(質) それで、冷めた。

(答 教職員課) そうですね。

(質) 冷めたことが何でわかるんですか。

(答 教職員課) 最後の時に、その9月の時に、1回警察の方から職務質問を受けてるんです。生徒も教員もですね、車でいるところを。そこでもう、その関係とかそういう行為が終わったと。

(質) 職質を受けたから。

(答 教職員課) そうですね、はい。

(質) 自粛した、お互いに。

(答 教職員課) そうですね。

(質) ていう過去を、3月に投書があった。

(答 教職員課) はい。

(質) すみません。その関連なんですけど、今ここで終わってるわけですよね、この先生が辞職されたのは何か、どういう理由なんですか。

(答 教職員課) やっぱり事の重大さに投書があって気づいて、自分としては教壇に立つことはできませんと。

(質) 9月以降3月までは、普通に勤務されてたわけですか。

(答 教職員課) 勤務してました。

(質) これ、処分した理由というかですね。つまり、職務に関係ない私的なSNSのやり取りをしたり、許可なく自家用車に乗せたりっていう、そういうことが処分の対象となっている

るということですか。

(答 教職員課長) それだけじゃなくて、2人っきりで会ったとか、SNSで連絡しあったってこともあるんですけども。1回目8月の下旬に、生徒からキスを受けたと。その後も相談に乗るときに、それを予見しながら、3回、キスを受けたということですので、それで繰り返し行ったということで、処分をさせていただいております。

(質) そこで止まったら処分がなかったんですか。

(答 教職員課長) 1回目で、もし何も予想せずに、急にされたのであれば、それはもう教諭も予想できないことですので、それは処分がなかったものと思われま。

(質) その後、適切な指導を行わず予見しながら2回3回と行ったことが処分の理由の中でも大きいと。ただ、LINEで連絡を取りあうことはアウトなんですね。

(答 教職員課長) そうですね。

(質) 毎日さんの質問にかぶるけど、辞めるほど重大なことなんですか。辞めるほどの事の重大さやったんですか。

(答 教職員課) 生徒の方も事態が発覚してから、自分に責任を感じて取り乱したりしているんですね。そんなことも聞きながら、結果として、子どもにも重大な影響を与えてしまったということを随分反省しています。

(質) すごく細かいところなんですけど、8月下旬と9月上旬と9月の下旬に会ったのは、時間帯は夜ですか。

(答 教職員課) そうですね。7時とか、そのくらいの。

(質) 夜の7時くらい、人目につかないようにということですよ。

(答 教職員課) そうですね、ただ駐車場ですので、警察に職質されたという事もあるんですけど、全くつかないというわけではありません。

(質) 全部、同じ商業施設の同じ駐車場ですか。

(答 教職員課長) そうです。

(質) 聞き取りで先生がなんて言っていたか、もうちょっと言える範囲で全部言ってもらっていいですか。コメントというか、ポイントポイントで「自分として教壇に立てない」とか言っていたと思うんですけど。言っている内容で。

(答 教職員課) 今回の反省のコメントですか。

(質) はい。

(答 教職員課長) 「大きな問題になることを予測できたにもかかわらず、私の取った行いにより、結果的に生徒に大きな影響を与え、申し訳なく思います。また、教育全体の信用を失墜することになり、深く反省しています。」と、このようにコメントしています。

(質) 辞めることについては。辞める理由は。

(答 教職員課長) 辞めることについては、確認しましたが特にコメントはなかったと。

(質) 自分としては教壇に立てない、とかなかったですか。

(答 教職員課) そうですね、大きな影響を与えてしまったので、これ以上教職員を続ける

ことはできませんというような旨の発言でした。

(質) 確認なんですけれども、県教委としては、今回のこの男性教諭の行動は、不適切な生徒との関わりと考えているって思っってよろしいでしょうか。不適切な行動として処分したってことですかね。

(答 教職員課長) そうですね。

(質) 今年3月中旬に匿名の投書があつてから、処分に至るまで3ヶ月半くらい間があつたのはなんでなんですか。

(答 教職員課) 先ほども申しましたが、事が発覚してから当該の生徒さんが、自分に責任を感じてかなり取り乱されてたようなところがあるんです。そこらへんがちょっと落ち着くのを待って、丁寧に聞き取りを行ったり、複数回聞き取りも行っていますので時間がかかりました。

(質) この子は卒業したんですよね。

(答 教職員課) はい。

(質) 3月15日といたら、卒業式の後じゃないの。

(答 教職員課) 後ですね。

(質) 辞職願の提出自体は8日付けですか。

(答 教職員課) 提出は6月末です。何日までは、すみません、ちょっと確認しないとわかりません。

(質) それが今日付けで受理されたということですか。

(答 教職員課) そうですね、承認しました。

(質) 今って、生徒さんも先生を含めてLINE やっている人もすごく多くなってるし、やっぱりLINE の連絡交換ってすごくハードルが低くなってると思うんですけれども、これを受けて改めて県教委としての徹底って、もう少し具体的に何をしていくんですか。

(答 教職員課長) 3月の時にも通知させていただいて、SNS やメール等の個人的な私的な連絡はしないこと、それから車の中で生徒と一緒にいるってことは、理由がない限り避けることというようなことを通知させていただいたんです。

(質) 各校にですか。

(答 教職員課長) 3月にもしたんですけれど、本日も県立学校の校長会で再度、徹底させていただいています。

(質) その内容で、車で一緒にいるってあるじゃないですか。二人つきりになるのがそもそもダメなんですか。

(答 教職員課) もう一回3点申し上げますと、特に徹底する3点としましては、今後の対応のところにもあるんですが、資料提供の裏面の三番、今後の対応の真ん中あたりなんですけども、全ての学校において改めて職務に関係のない SNS 等のやり取りを行わないことというのが一つです。一つが目の行き届きにくい場所での1対1での対応を避けるっ

ていうのが一つです。もう一つが許可なく自家用車に乗せない。この3点を改めて徹底するように、今日の校長会でも申し上げました。

(質) 職務に関係のない SNS のやり取りってなんですか。進路相談は関係ないんですか。

(答 教職員課) SNS でやる必要のないことですよね。例えば、クラブ活動で雨が降ったので今日は会場が変わりますとか、そういうのは仕方ないと思うんですけど。

(質) 全面的に LINE で話っているのがダメっていうことではないんですね。

(答 教職員課) はい。

(質) 許可なく自家用車に乗せるとは、これは何の許可を想定しているんですか。

(答 教職員課) 部活動の引率とかでは、許可を得て同乗させることを。

(質) 誰の。

(答 教職員課) 校長ですね。

(質) この通知のもとになった事案って、どんなでしたっけ。このおおもとの事案。

(答 教職員課) SNS ですか。

(質) そう。

(答) SNS は、令和元年の7月に通知。

(質) そんな古かったっけ。いやいや、なんかちょんぼして、個人的にお付き合いして、セクハラとかなんかそういう。

(答) 平成30年の多発したときのきっかけの一つとして SNS があったものですから、令和元年の7月にそれを取りまとめて、こういう使い方をしてくださいという通知を出しているんです。

(質) その内容はどんなのですか。SNS でやり取りして。

(答 教職員課) そうですね。女子生徒の体に触ったとかそういうことがあったんですけども。

(質) 30年、元年。はい。

(質) 職務質問を受けたというのは、この9月の3回目の時ということですか。

(答 教職員課長) はい。

(質) 9月下旬。

(答 教職員課長) はい、そうです。

(質) 何で職務質問を受けた。不自然。

(答 教職員課) 地域の方から通報があったとかっていうことを伺っています。

(質) 駐車場ですけれども。

(答 教職員課) 駐車場なんで、地域というかその近辺にいた方だと思うんですけど。

(質) そんなに深夜だった。

(答 教職員課) いえいえ、大人の男性と、子どもの女性が車に乗ってるということで、ちょっと不審に思われたみたいなんですけれども。

(質) 先ほど時間は夜とおっしゃいましたけれど、何時くらいですか。

(答 教職員課) 7時から8時ぐらいだったかと思います。
(質) 言えればいいですけど、この先生の担当してた教科は。
(答 教職員課) 教科はすみませんがちょっと繋がってしまいますので申し訳ありません。
(質) あと35歳ということですけど、これは直近で歳が増えたりしますか。
(答 教職員課長) それはないです。
(答 教職員課) 明日も35歳です。
(質) すみません、その他2人についても年齢は変わらないですか、明日。
(答 教職員課長) はい、変わりません。

その他の項目に関する質疑

○訴訟事件の処理について

(質) 教育委員会の定例会事項書の議案第14号「訴訟事件の処理について」。
(答) 今日の第14号ですね。第14号について、訴訟事件の処理ということで、県立学校に勤務していた元職員の方が、同僚からハラスメント等を受けたということで退職に至ったとして、三重県教育委員会教育長に損害賠償を求める訴えの提起があって、それについての訴訟事件の処理について議案として出させていただいたものです。
(質) ハラスメントは何ハラスメント。
(答 教職員課長) パワーハラスメントとモラルハラスメントと主張されておられます。
(質) それは今起こされてるんですか。起こされてた。
(答 教職員課長) いえ、過去ですね。
(答) 直近の訴状が届いた、訴状が届いてんな。
(答 教職員課長) そうです。
(質) 提訴はいつですか、ちなみに。
(答 教職員課長) 提訴はですね、6月の18日。
(質) 津地裁。
(答 教職員課長) 津簡易裁判所です。
(質) 県教育長に損害賠償を求めている。
(答 教職員課長) そうですね。
(質) 相手の同僚の先生ではなく、県教委に。
(答 教職員課長) 県教委に訴えていると。
(質) すみません、県立学校、高校。県立。
(答 教職員課長) 県立学校です。
(質) 県立学校に勤務していた教員。職員。
(答 教職員課長) 教員ではないんですが、職員です。
(質) 言えればなんですけど、損害賠償っていくら。

(答 教職員課長) 97万7000円。

(質) もう一度よろしいですか。

(答 教職員課長) 97万7000円です。

(質) 県教委として、裁判をどうするか。要は争うかどうかみたいなのって決まっているんですか。

(答 教職員課長) 今後また検討してまいります、口頭弁論がありますので、その時に向けて準備をしていきたいと思っております。

(質) 第1回っていつですか。

(答 教職員課長) 7月20日です。

○令和4年度三重県立高等学校入学定員について

(質) すみません、全く別なんですけれども、学校の募集定員の発表が今日あったと思うんですけども、これって県教育委員会のホームページに掲載されるんですか。募集定員は。

(答) 募集定員をホームページに掲載するかどうかですか。

(質) はい。例年多分掲載されてると思うんですけども。

(答) することにはなると思うんです。

(質) いつ掲載になるかわかりますか。

(答) ちょっと確認をします。はい。すみません。

(質) 全体ではこれ減ってるんですかね、定員って。

(答) 来年度に向けては、全体として一定数増えてるという状況です。

(質) 増えてる。要因ってなにかありますか。

(答) 現在の中学校3年生の生徒さんが、昨年に比べて人数が増えてると。

(質) 原因は。何で増えた。

(答) 子どもの数が何で増えたか。

(質) それまで減っていったのに。

(答) そもそもですね、400人、435人くらい増えてるんですけども、県全体でそうなんですけれども、市町とかによっては減っているところも、若干減っているところもあるし、増えているところもありますので、ちょっとその部分だけ、この年度にちょっとなぜかという、そもそもなぜ増えたかというところまではちょっと分析はできてないです。

(質) 外国人の子が増えたというわけではないですか。

(答) 継続的にですね、外国人児童生徒さんというのは、一定その部分だけじゃないと思っておりますけれども。

○訴訟事件の処理について

(質) 先ほどの14号のわかる具体的な内容だけちょっと。

(答 教職員課長) 原告が主張されてるのは、十分な休憩を取らせないとか、あと暴力を振るったと言われ、以降犯罪者との発言を受けたとか、そういったような内容です。

(質) 男性女性って。

(答 教職員課長) 原告の方ですか。原告の方は男性です。

(質) 繰り返しますが、県教委を相手にされています。

(答 教職員課長) 県教委を相手にされています。

(質) その言った人は教員なんですか。

(答 教職員課長) 原告の方は教員ではないんですけども、職員の方で。

(質) いろいろ原告が受けたっていう、その犯罪者とか発言を言ったのは教員なんですか。

(答 教職員課長) その方も職員なんです。

(質) 職員同士。

(答 教職員課長) はい。原告の方は元職員なんです。

○令和4年度三重県立高等学校入学定員について

(答) 先ほどの入学定員の県教育委員会のホームページへの登載ですけれども、明日の朝にはということです。

以上、14時41分終了